

将来ビジョン

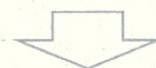
総合計画の示すまちづくりの基本理念である「あふれる自然 共に豊かな暮らし創生」をもとに、豊かな自然を守りながら再エネと共生し、持続可能な社会を構築します。

まちづくりの基本理念（総合計画）

【 あふれる自然 共に豊かな暮らし創生 】

望ましい環境の将来像（環境基本計画）

【 健全で豊かな環境の恵みを守り継承する飯綱町 】



本計画の目指す方向性（将来ビジョン）

ふるさとの美しい環境と調和した脱炭素化による持続可能なまち

町の環境（自然や景観）を守りながら
脱炭素化による持続可能なまちづくりを進め
2050年のゼロカーボンを目指します

省エネ

○省エネ対策等による持続可能なまち

- ・省エネ、高効率設備の積極的な導入
- ・日常に脱炭素を取り入れた生活 等

森林吸収

○豊かな森に育まれたまち

- ・適切な森林管理による吸収量の維持 等

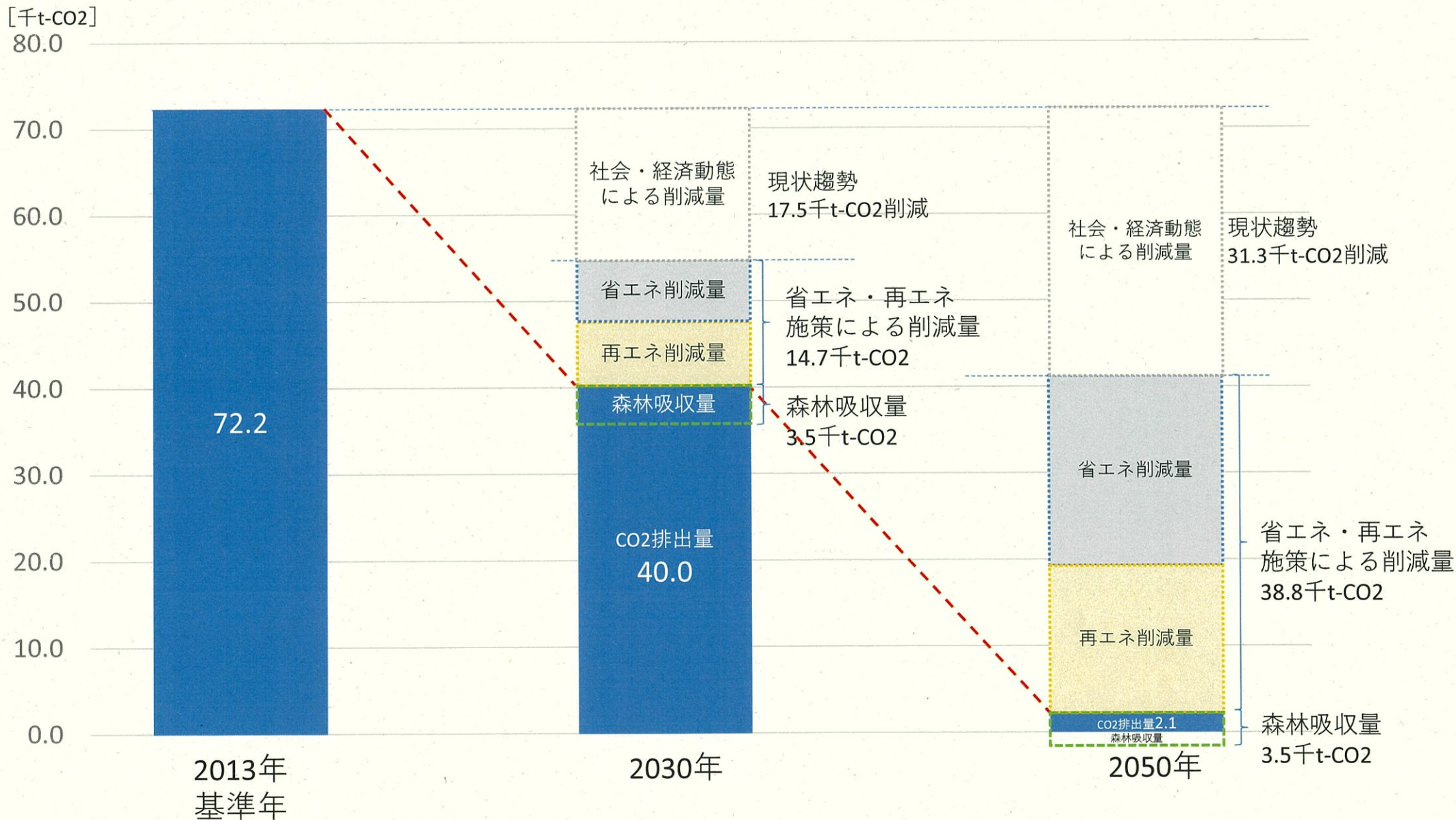
再エネ

○再エネによる暮らしやすいまち

- ・町の環境、景観を守りながら再エネを可能な限り導入
- ・飯綱町の自然、資源を生かした再エネの導入
- ・再エネによるレジリエンス（強靱性）の強化 等

削減目標の設定

2030年は、社会経済変動を踏まえながら、省エネ、再エネ等の施策によるCO₂削減を積み重ね、目標となるCO₂排出量（40.0千t-CO₂）の達成を目指します。また、2050年を長期目標年度とし、ゼロカーボンシティの表明により、温室効果ガス排出実質ゼロを目標として取組を進めていきます。



※電力排出係数：0.484kg-CO₂/kgで全年度を算出

①温室効果ガス排出量の削減目標

年度	温室効果ガス 正味排出量 (千t-CO2)	削減割合
2013年	72.2 (実績)	-
2030年	40.0 (目標)	▲45%
2050年	2.1 (目標)	▲97%

<参考：上位計画の2030年目標>

国の目標：46%削減（2013年度比）

長野県の目標：60%削減（2010年度比）

②再生可能エネルギー生産目標

年度	太陽光 (10kw未満)	太陽光 (10kw以上)	小水力発電	雪氷熱	木質バイオ マス	合計 (TJ)	増加 割合
2013年	1.34	1.01	0	0	-	2.34	-
2030年	20.52	17.86	1.03	0.01	0.02	39.43	+608%
2050年	57.42	39.46	3.09	0.02	0.04	100.02	+1602%

※2013年度の値は市町村別の公表値が無いいため、2014年度の市町村別の値（公表値）と、2013年・2014年の長野県全体の値（公表値）をもとに推計

<参考：上位計画の目標>

長野県の目標：2030年までに2倍増、2050年に3倍増（2010年度比）

1-1 省エネ・技術革新：交通分野の温室効果ガス排出量の削減

項目	項目	実施内容	施策	実施者	2030年 町の目標（案）	2050年 町の目標（案）
【省エネ・技術革新】 交通分野の温室効果ガス排出量の削減	次世代自動車の普及、燃費改善	次世代自動車の導入	乗用車（主にガソリン車）の次世代自動車の導入促進	町民・事業所	ガソリン車の約1割（1000台）をEV化	ガソリン車のすべてをEV,FCV化
			貨物車（主に軽油車）の次世代自動車の導入促進	町民・事業所	軽油車の約1割（50台）をEV化	軽油車のすべてをEV,FCV化
			公用車の次世代自動車化	公共	公用車の約4割（30台）を次世代自動車化	公用車のすべてをEV,FCV化
			公共交通（タクシー、バス）の次世代自動車化の促進	事業所	次世代自動車化の検討	公共交通車両のすべてをEV,FCV化
		EVスタンドの設置	公共的な施設へのEV充電器の設置（民間企業と連携した設置を含む）	公共・事業所	町役場及び主要な観光地にEVスタンド設置	町内の主要な公共施設、道路、観光地に設置、スタンドに供給される電気はすべて再エネ
		水素ステーションの設置	水素ステーション設置の推進	公共・事業所	-	町内に水素ステーション設置
	人と環境に優しい交通体系の整備	公共交通機関の利用	公共交通機関の利用促進	町民	通勤者の公共交通機関利用促進 マイカー通勤・通学の10人に1人は公共交通利用	長野市等への通勤者の3割を公共交通機関通勤
		二次交通（町内移動）の利便性向上	iバスコネクト（地域拠点バス）の運行ダイヤ等の見直し、利便性の向上	公共	運行ダイヤ等の見直し	iバスコネクトによる移動システムの構築
			Eバイク（電動自転車）を活用する町内周遊方法の検討	公共	町内周遊方法の検討	Eバイク（電動自転車）を活用した町内周遊システムの構築
			カーシェアリング等、移動手段の確保の検討	公共	移動手段の確保の検討	カーシェアリング等による移動システムの構築
		拠点をつなぐ交通ネットワークの充実	公共交通の効率的な運行体制の構築（路線バスやデマンドバスと鉄道の連携強化等）	公共・事業所	運行体制の検討	拠点施設と地域を円滑に結ぶ移動システムの構築
		エコドライブの実施	エコドライブの推進	町民・事業所	エコドライブを実施	全町民がエコドライブを実施※EV化しているため削減量はゼロ
		自転車・徒歩での移動	自転車・徒歩移動の推進	町民・事業所	自転車・徒歩移動の実施	-
			歩行者や自転車が利用しやすい空間の整備・充実	公共	歩道、自動車道の整備の検討	歩道、自転車道のネットワークの構築
	小計 2.45千t-CO2					

- 施策と削減量（例）
- 自動車EV化（ガソリン車）：2030年1,000台で1.20千t-CO2削減
 - 自動車EV化（軽油車）：2030年50台で0.55千t-CO2削減

※試算方法

県のガソリン・軽油販売量と自動車台数より1台当たり年間排出量を算出（ガソリン車1.2t-CO2/台 軽油車10.9t-CO2/台）、2030年自動車台数は人口減に比例し調整、EV車への転換により年間排出量×台数分のCO2削減（EV車は再エネにより充電されるとし排出量0t-CO2/台）

1-2 省エネ・技術革新：省エネルギー対策の推進

項目	項目	実施内容	施策	実施者	2030年 町の目標（案）	2050年 町の目標（案）
【省エネ・技術革新】 省エネルギー対策の推進	住宅・建築物の省エネルギー化	住宅のZEH化	住宅のZEH化の促進	町民	全ての新築住宅のZEH化	全ての新築住宅のZEH化
		住宅の高気密高断熱化	住宅の高気密高断熱化の促進	町民	新築住宅の高気密高断熱化（ZEH化を除く） 既存住宅のリフォーム（省エネ基準を上回る性能）の推進	新築住宅の高気密高断熱化（ZEH化を除く） 既存住宅のリフォーム（省エネ基準を上回る性能）
		事業所等のZEB化、高気密高断熱化	事業所等のZEB化、高気密高断熱化	事業所	全ての新築建物のZEB化	業務用建物のZEB化
		施設等のZEB化、高気密高断熱化	町有施設のZEB化、高気密高断熱化	公共	町有施設のZEB化、高気密高断熱化	すべての町有施設の高気密高断熱化 ※事務事業編と連動
		住宅・建築物のZEH,ZEB化の啓発	町有施設のZEB化、高気密高断熱化を実施し先導事例として啓発	公共	施設見学会などの普及啓発活動の実施	施設見学会などの普及啓発活動の実施

○施策と削減量（例）

- ・ 住宅のZEH化：2030年新築住宅ZEH化100％で0.27千t-CO₂削減
- ・ 住宅の高気密高断熱化：2030年ZEH化以外の新築住宅高断熱高気密化で0.13千t-CO₂削減

※試算方法

- ・ ZEH化
新築住宅40件/年と推計、2019年県ZEH化住宅率14％（社会資本整備審議会資料）より2030年100％となるように各年度比率を算出、2030年までに累計311件がZEH化、断熱強化により18％/件エネルギー削減、0.87t-CO₂/件削減（県資料より算出）として試算
- ・ 高気密高断熱化
新築住宅のうちZEH化していない住宅は全て高気密高断熱化住宅と推計、2030年までに累計171件が高気密高断熱化、省エネ住宅と同程度の15％/件エネルギー削減が可能と仮定し、0.76t-CO₂/件削減（県資料より算出）として試算

1-2 省エネ・技術革新：省エネルギー対策の推進

項目	項目	実施内容	施策	実施者	2030年 町の目標（案）	2050年 町の目標（案）
【省エネ・技術革新】 省エネルギー対策の推進	省エネ効果を高める施設・設備 の導入	省エネ型設備等の導入	省エネ家電の導入促進	町民	町民の6割が省エネ家電を 導入	全町民が省エネ家電を使用
			次世代照明（LED等）化の促進	町民	次世代照明（LED等）ス トック100%	次世代照明（LED等）ス トック100%
			高効率給湯器の導入促進	町民	導入促進	高効率給湯器の導入率 100%
		省エネ型設備等の導入	省エネ型設備等の導入の推進	事業所・公共	実施割合3割→4割	全事業所が省エネ設備を使 用
			次世代照明（LED等）化の促進	事業所・公共	次世代照明（LED等）ス トック100%	次世代照明（LED等）ス トック100%
			エネルギーマネジメントシステ ムの導入の促進	事業所・公共	導入促進	エネルギーマネジメントシ ステムの導入率100%
	小計 3.14千t-CO2					

○施策と削減量（例）

- ・ 省エネ家電の導入：2030年6割の世帯に導入で0.51千t-CO2削減
- ・ 住宅照明のLED化：2030年全ての世帯に導入で0.43千t-CO2削減

※試算方法

・ 省エネ家電

2022年実施アンケートより省エネ家電を導入している世帯が約3割存在、
冷蔵庫・テレビ・エアコンの省エネ家電更新により0.23t-CO2削減（信州ゼロカーボンBOOKより算出）、
10年に1度家電を更新、30%の確率で高効率家電を選択するとし、2030年までに追加で3割の世帯が省エネ家電を導入するとして試算

・ LED化

2022年実施アンケートより「すべて」「ほとんど」LED化している世帯が約4割存在、
蛍光灯をLED化で50%の削減（信州ゼロエネ住宅指針より算出）、1戸当たり0.27t-CO2削減、太陽光未設置世帯の100%にLEDを導入するとして試算

2 再エネ：再生可能エネルギーの導入、利用促進

項目	項目	実施内容	施策	実施者	2030年 町の目標（案）	2050年 町の目標（案）
【再エネ】 再生可能エネルギーの導入、 利用促進	太陽光発電・太陽熱利用の普及 促進	太陽光発電・太陽熱利用設備 （建物型）の導入	太陽光発電・太陽熱利用設備の 導入促進 住宅用太陽光発電システム設置 費補助金の継続 太陽光発電蓄電池設置補助金の 新設	町民、公共	太陽光発電設備の導入約3割	太陽光発電設備の導入割合10割
			太陽光発電・太陽熱利用設備の 導入促進	事業所		
		太陽光発電設備（野立て型）の 導入	全ての設置可能な公共施設へ太陽 光発電・太陽熱利用設備を導入 指定避難所での太陽光発電、蓄 電池設備の導入を推進	公共	設置可能な公共施設への設 置検討、実施、PPA事業の 検討 避難施設等への太陽発電・ 蓄電池設備の設置検討、実 施	公共施設のCO ₂ 排出量ゼロ を目標とした太陽光発電 設備等の導入 ※事務事業編と連動
			※野立て型の設置は景観保護の 観点から本町では推進しないも のとし、現時点で設置された設 備の維持を前提とする	町民・事業所	現時点で整備された施設の 維持・継続	現時点で整備された施設の 維持・継続
	中小水力発電の普及促進	小水力発電施設の整備・運営	事業所主体の小水力発電施設の 普及推進、支援、啓発活動	事業所	小水力発電所の整備・運営	小水力発電所の整備・運営
			町主体の小水力発電施設の整 備・運営	公共	小水力発電所の整備・運営	小水力発電所の整備（3箇所）

○施策と削減量（例）

- ・ 太陽光発電の設置（住宅）：2030年950件に設置で2.47千t-CO₂削減
- ・ 太陽光発電の設置（事業所）：2030年50件で0.52千t-CO₂削減
- ・ 野建て太陽光発電の設置：現時点で設置された施設の維持管理のみ（1.63千t-CO₂削減中）
- ・ 小水力発電所の設置：2030年1基稼働で0.12千t-CO₂削減（2025年稼働開始予定）

※試算方法

・ 住宅太陽光

2030年県目標の設置件数及び世帯数から太陽光設置割合27%を算出、5kW/件の設置容量とし、飯綱町の世帯数に掛け合わせ試算

・ 事業所太陽光

2030年県目標の設置件数及び事業所数から太陽光設置割合13%を算出、20kW/件の設置容量とし、飯綱町の事業所数に掛け合わせ試算

・ 野建て太陽光

2021年FIT10kW以上は野建てと想定し、3,760kWh/年を維持、これ以上野建ては増えないと仮定

・ 小水力発電

参考：新エネルギービジョン

2 再エネ：再生可能エネルギーの導入、利用促進

6

項目	項目	実施内容	施策	実施者	2030年 町の目標（案）	2050年 町の目標（案）
【再エネ】 再生可能エネルギーの導入、 利用促進	太陽光発電・太陽熱利用の普及促進	太陽光発電・太陽熱利用設備（建物型）の導入	太陽光発電・太陽熱利用設備の導入促進 住宅用太陽光発電システム設置費補助金の継続 太陽光発電蓄電池設置補助金の新設	町民、公共	太陽光発電設備の導入約3割	太陽光発電設備の導入割合10割
			太陽光発電・太陽熱利用設備の導入促進	事業所	事業所等への太陽光発電設備の導入増	事業所等への太陽光発電設備の導入増
			全ての設置可能な公共施設へ太陽光発電・太陽熱利用設備を導入 指定避難所での太陽光発電、蓄電池設備の導入を推進	公共	設置可能な公共施設への設置検討、実施、PPA事業の検討 避難施設等への太陽光発電・蓄電池設備の設置検討、実施	公共施設のCO2排出量ゼロを目標とした太陽光発電設備等の導入 ※事務事業編と連動
		太陽光発電設備（野立て型）の導入	※野立て型の設置は景観保護の観点から本町では推進しないものとし、現時点で設置された設備の維持を前提とする	町民・事業所	現時点で整備された施設の維持・継続	現時点で整備された施設の維持・継続
	中小水力発電の普及促進	小水力発電施設の整備・運営	事業所主体の小水力発電施設の普及推進、支援、啓発活動	事業所	小水力発電所の整備・運営	小水力発電所の整備・運営
			町主体の小水力発電施設の整備・運営	公共	小水力発電所の整備・運営	小水力発電所の整備（3箇所）
	バイオマスエネルギーの利活用の促進	薪・ペレットストーブ等の導入	薪・ペレットストーブ等の導入促進 木質バイオマス循環利用普及促進事業の継続、拡充	町民、公共	約1割の住宅で薪・ペレットストーブを導入	持ち家世帯（約2658世帯）の3割（797世帯）で導入（既導入も含む）
			薪・ペレットストーブ等の導入促進	事業所	薪・ペレットストーブ等の導入増	薪・ペレットストーブ等の導入増
			公共施設への薪・ペレットストーブ等の導入	公共	薪・ペレットストーブ等の導入増	薪・ペレットストーブ等の導入増
		木質バイオマスボイラーの導入	木質バイオマスボイラーの導入	公共	温泉施設等への導入検討	温泉施設等への導入
	雪氷熱利用の利活用の促進	雪室施設の導入、活用	雪室施設の導入 雪室施設の活用促進、雪室で保存した農産物等のブランド化	公共	雪室施設の積極的な活用、施設の設置検討	雪室施設の整備、活用
			雪室施設の導入	公共	雪室施設の積極的な活用、施設の設置検討	雪室施設の整備、活用
	温度差エネルギー（熱利用）の普及促進	地中熱ヒートポンプシステムの導入	設置可能な公共施設へ設備を導入	公共	既施設（役場）の活用 公共施設への導入検討	公共施設への導入
	再生可能エネルギー導入の普及啓発	普及啓発プログラムの実施	環境学習の場づくり、交流活動の推進 様々な主体と連携した環境教育の推進	公共	環境学習会の実施 2022年アンケート 「再生可能エネルギーの認知度」の「聞いたことはある」⇒「知っている」、「知らない」⇒「聞いたことはある」	環境学習会の実施 2030年アンケート 「再生可能エネルギーの認知度」の「知らない」⇒回答0へ
		再生可能エネルギー導入スタイルの発信	助成金申請物件や新エネルギーを導入した公共施設等の導入事例を調査し、その結果を情報発信。	公共		

2030年【再エネ】合計5.8千t-CO2

○施策と削減量（例）

- ・住宅への薪ストーブの設置：2030年1割の世帯に導入で1.07千t-CO2削減
- ・雪室の活用：2030年は現状維持（0.001千t-CO2削減中）

※試算方法

・薪ストーブ

薪ストーブ設置より3.0t-CO2/件削減（長野県における薪ストーブの利用実態とCO2排出削減量の推計）、1割の世帯で導入するとして推計

・雪室

参考：町資料

3 森林等による吸収量：森林・緑地、農地等の整備による炭素固定

項目	項目	実施内容	施策	実施者	2030年 町の目標（案）	2050年 町の目標（案）
【森林等による吸収量】 森林・緑地、農地等の整備 による炭素固定	森林の保全・活用	持続可能な森林管理の構築	山林の適切な維持管理や整備・活用の推進 森林所有者間の連携強化、施業共同化等の合意形成の促進	町民・公共	森林の適切な維持管理の継続	森林の適切な維持管理の継続
			森林整備や植樹のボランティア、緑の募金等の活動の推進	町民	2022年アンケート「地球温暖化対策の施策の重要度」の「どちらでもない」⇒「やや重要」	2030年アンケート「地球温暖化対策の施策の重要度」の「どちらでもない」⇒「やや重要」
		森林資源の活用	森林管理により発生した木材等による薪等の供給システムの検討、構築	事業所・個人・公共	森林管理により発生した木材等による薪等の供給システムの検討	森林管理により発生した木材等による薪等の供給システムの構築
			森林環境や町内産木材を活用したプログラムを創出	事業所・公共	森林環境や町内産木材を活用したプログラムの検討	森林環境や町内産木材を活用したプログラムの実施
	農業	環境にやさしい農業の推進	農業や化学肥料の使用を抑えた環境にやさしい農業の推進	公共	バイオ炭の活用検討	バイオ炭等の活用による環境にやさしい農業の推進
2030年【森林等による吸収量】合計3.5千t-CO ₂						

○施策と削減量（例）

- ・森林ストックの維持：2030年に3.53千t-CO₂吸収を維持（2023年水準を維持）

※試算方法

長野県が公表する市町村別森林現況より2023年の樹種・齢級別の資源量を確認、推計式により試算

➤ 推計式

$$CO_{2\text{Removal}} = \sum_i \{ \text{Area}_{\text{Forest},i} \times \Delta \text{Trunk}_{\text{SC},i} \times WD_i \times BEF_i \times (1 + R_{\text{ratio},i}) \times CF \} \times \left(-\frac{44}{12} \right)$$

…数式 5

記号	名称	定義
CO ₂ Removal	吸収量	当該年度の地上部及び地下部バイオマス中の吸収量[t-CO ₂ /年]
Area _{Forest,i}	面積	基準年度以降に森林経営活動や植林活動が実施された森林の樹種・林齢・地位別の面積 [ha]
ΔTrunk _{SC,i}	年間幹材積成長量	上記森林の樹種・林齢・地位別の単位面積当たりの年間幹材積成長量[m ³ /ha/年]
WD _i	容積密度	樹種別の幹材積（成長）量をバイオマス量（乾燥重量）に換算するための係数 [t-d.m./m ³]
BEF _i	バイオマス拡大係数	樹種・林齢別の幹のバイオマス量に枝葉のバイオマス量を加算補正するための係数（拡大係数）
R _{ratio,i}	地下部比率	樹種別の地上部に対する地下部の比率
CF	炭素含有率	バイオマス量（乾燥重量）を炭素量に換算するための炭素比率[t-C/t-d.m.]

※iは森林経営活動や植林活動を実施した森林の樹種・林齢・地位の種類

地方公共団体実行計画（区域施策編）
策定・実施マニュアル（算定手法編）

ゼロカーボン達成への進め方

官民が連携して積極的な再エネ導入と省エネ対策の実行を進めながら2050年度のゼロカーボン達成をします。

○行政の積極的な行動

- ・ 公用車の次世代自動車化（EV車導入等）、充電インフラの整備
- ・ 公共施設のZEB化、高気密高断熱化、高効率設備の導入
- ・ 公共施設等への再エネ導入
- ・ 避難施設への再エネ導入（レジリエンス強化）
- ・ 再エネや省エネの補助、支援の継続、拡充、新設

○町民、事業者への促進

- ・ 町民、事業所の意識の向上
- ・ 自家用車、商用車のEV化
- ・ 住宅のZEH化、事業所等のZEB化
- ・ 建物型太陽光発電の導入、高効率設備の導入 等

○町全体の環境配慮型行動の普及啓発

- ・ 家庭の省エネ行動、ライフスタイルの転換
- ・ 事業活動における省エネ、環境配慮型の活動

国や県の補助制度の最大限活用

（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等の活用 等）

行政から町民・事業者へ

- ・ 再エネ、省エネのノウハウの蓄積
- ・ 導入効果の見える化、情報発信
- ・ 町内事業者との連携
- ・ 町内への普及啓発
- ・ 再エネ、省エネへの補助、支援

町内全域での脱炭素化の加速化

2050年ゼロカーボン達成

2030年までの実施事項

【交通分野の温室効果ガス排出量の削減】

乗用車の1割EV化

町役場、主要な観光地にEVスタンド設置

EVスタンドの再エネ化・急速充電の設置検討

水素ステーションの設置検討

公共交通機関の利用促進(通勤1割)

二次交通(町内移動)の利便性向上

公共交通の効率的な運行体制の検討

2050年までの実施事項

乗用車の全車EV、FCV化(100%)

主要な公共施設、道路、観光地に設置
EVスタンドの再エネ化、急速充電の設置

公共交通機関の利用促進(通勤3割)
新しい交通システムの構築

【省エネルギー対策の推進】

全ての新築住宅のZEH化

既存住宅のリフォームの推進

町有施設、事業所等のZEB化、高気密高断熱化

省エネ家電、設備の導入促進(60%)

照明のLED化(100%)

全ての新築住宅のZEH化

住宅の高気密高断熱化

公共施設、業務用建築のZEB化、高高化

省エネ家電、設備の導入(100%)

照明のLED化(100%)

【環境に配慮した生活の推進】

2050信州ゼロカーボンチャレンジの実施

ごみの減量化、食品ロスの削減

環境教育の推進、広報やHP等での情報提供

環境に配慮した生活の実施

2030年までの実施事項

【再生可能エネルギーの導入、利用促進】

住宅太陽光発電設備の導入促進(3割設置)

住宅用太陽光発電システム設置費補助金の継続

太陽光発電蓄電池設置補助金の新設

設置可能な公共施設への設置検討、実施
避難施設等への太陽発電・蓄電池設備の導入

小水力発電所の整備・運営(1箇所)、設置検討

薪・ペレットストーブ等の導入(1割)

木質バイオマス循環利用普及促進事業の継続、拡充

果樹剪定等まきストーブ活用事業の継続

森林管理により発生した木材等による薪等の供給システムの検討

雪室施設の積極的な活用、施設の設置検討

再エネの環境学習会の実施、情報発信

2050年までの実施事項

住宅太陽光発電設備の導入(100%)

公共施設のCO2排出量ゼロを目標とした
太陽光発電設備等の導入

小水力発電所の整備・運営(3箇所)

薪・ペレットストーブ等の導入(3割)
薪等の供給システムの構築

雪室施設の整備、活用

再エネの環境学習会の実施、情報発信

【森林・緑地、農地等の整備による炭素固定】

森林の適切な維持管理の継続

森林整備等のボランティア、緑の募金等の活動の推進

森林管理により発生した木材等の活用方法の検討

森林の適切な維持管理の継続

農薬等の使用を抑えた環境にやさしい農業の推進

環境にやさしい農業の推進

ゼロカーボン達成への進め方

官民が連携して積極的な再エネ導入と省エネ対策の実行を進めながら2050年度のゼロカーボン達成をします。

○行政の積極的な行動

- ・ 公用車の次世代自動車化（EV車導入等）、充電インフラの整備
- ・ 公共施設のZEB化、高気密高断熱化、高効率設備の導入
- ・ 公共施設等への再エネ導入
- ・ 避難施設への再エネ導入（レジリエンス強化）
- ・ 再エネや省エネの補助、支援の継続、拡充、新設

○町民、事業者への促進

- ・ 町民、事業所の意識の向上
- ・ 自家用車、商用車のEV化
- ・ 住宅のZEH化、事業所等のZEB化
- ・ 建物型太陽光発電の導入、高効率設備の導入 等

○町全体の環境配慮型行動の普及啓発

- ・ 家庭の省エネ行動、ライフスタイルの転換
- ・ 事業活動における省エネ、環境配慮型の活動

国や県の補助制度の最大限活用

（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等の活用 等）

行政から町民・事業者へ

- ・ 再エネ、省エネのノウハウの蓄積
- ・ 導入効果の見える化、情報発信
- ・ 町内事業者との連携
- ・ 町内への普及啓発
- ・ 再エネ、省エネへの補助、支援

町内全域での脱炭素化の加速化

2050年ゼロカーボン達成

2030年までの実施事項

【交通分野の温室効果ガス排出量の削減】

乗用車の1割EV化

町役場、主要な観光地にEVスタンド設置

EVスタンドの再エネ化・急速充電の設置検討

水素ステーションの設置検討

公共交通機関の利用促進(通勤1割)

二次交通(町内移動)の利便性向上

公共交通の効率的な運行体制の検討

2050年までの実施事項

乗用車の全車EV、FCV化(100%)

主要な公共施設、道路、観光地に設置
EVスタンドの再エネ化、急速充電の設置

公共交通機関の利用促進(通勤3割)
新しい交通システムの構築

【省エネルギー対策の推進】

全ての新築住宅のZEH化

既存住宅のリフォームの推進

町有施設、事業所等のZEB化、高気密高断熱化

省エネ家電、設備の導入促進(60%)

照明のLED化(100%)

全ての新築住宅のZEH化

住宅の高気密高断熱化

公共施設、業務用建築のZEB化、高高化

省エネ家電、設備の導入(100%)

照明のLED化(100%)

【環境に配慮した生活の推進】

2050信州ゼロカーボンチャレンジの実施

ごみの減量化、食品ロスの削減

環境教育の推進、広報やHP等での情報提供

環境に配慮した生活の実施

2030年までの実施事項

【再生可能エネルギーの導入、利用促進】

住宅太陽光発電設備の導入促進(3割設置)

住宅用太陽光発電システム設置費補助金の継続

太陽光発電蓄電池設置補助金の新設

設置可能な公共施設への設置検討、実施

避難施設等への太陽発電・蓄電池設備の導入

小水力発電所の整備・運営(1箇所)、設置検討

薪・ペレットストーブ等の導入(1割)

木質バイオマス循環利用普及促進事業の継続、拡充

果樹剪定等まきストーブ活用事業の継続

森林管理により発生した木材等による薪等の供給システムの検討

雪室施設の積極的な活用、施設の設置検討

再エネの環境学習会の実施、情報発信

2050年までの実施事項

住宅太陽光発電設備の導入(100%)

公共施設のCO2排出量ゼロを目標とした
太陽光発電設備等の導入

小水力発電所の整備・運営(3箇所)

薪・ペレットストーブ等の導入(3割)
薪等の供給システムの構築

雪室施設の整備、活用

再エネの環境学習会の実施、情報発信

【森林・緑地、農地等の整備による炭素固定】

森林の適切な維持管理の継続

森林整備等のボランティア、緑の募金等の活動の推進

森林管理により発生した木材等の活用方法の検討

森林の適切な維持管理の継続

農薬等の使用を抑えた環境にやさしい農業の推進

環境にやさしい農業の推進

○促進区域の設定

再生可能エネルギーの導入を促進するため、国・県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域を設定しました。

なお、促進区域は今後の再生可能エネルギーをとりまく社会状況の変化や町の動向に応じて、町内各地域や事業者と連携・協力しながら区域の見直しや拡大を検討していきます。

地域脱炭素化促進区域

- ① 町が所有する公共施設の屋根
- ② 町が所有する土地

対象となる再生可能エネルギーの種類：太陽光発電

本町における再生可能エネルギーの現況と区域設定の可能性を考慮し、ポテンシャルの高い太陽光発電を対象とします。

①対象とする公共施設（建物）

本町の「公共施設等総合管理計画」の対象施設のうち、太陽光発電設備の設置が適切ではないと考えられる旧耐震（昭和56年以前）の建築物、及び太陽光発電施設を設置又は設置検討中の施設を除いた施設を対象とする。

②対象とする土地

現在利用可能な公有地のうち、長野県が定める「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域※」及び飯綱町景観計画で挙げられている「景観重要眺望点（候補）」から見える眺望域などを踏まえて太陽光発電設備の設置に支障がない土地を対象とする。

【参考：長野県の基準】

長野県の基準は、対象施設を太陽光発電施設（土地系）のみとし、促進区域から除外する区域に「農地」や「森林」が含まれてるのが特徴です。

対象施設：太陽光発電施設（建築系は対象としない）

促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

分類	区域名	区域を定める法令・条例等	町内での有無
水源	水道水源保全地区	・長野県水環境保全条例	なし
	水資源保全地域	・長野県豊かな水資源の保全に関する条例	なし
防災	砂防指定地	・砂防法、砂防指定地管理条例	あり
	地すべり防止区域	・地すべり等防止法	なし
	急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	あり
	土砂災害特別警戒区域	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	あり
	山地災害危険地区	・林野庁長官通達	あり
	土砂災害危険箇所	・国土交通省通達	あり
	河川区域	・河川法	あり(GISなし)
農地	農用地区域内農地	・農業振興地域の整備に関する法律	あり
	甲種農地	・農地法	なし
	第1種農地		不明
自然地	自然環境保全地域 特別地区	・長野県自然環境保全条例	あり
	第1種特別地域	・長野県立自然公園条例	あり
	第2種特別地域	・自然公園法	
	第3種特別地域		
	県指定鳥獣保護区特別保護地区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	なし
森林	希少野生動植物生息地保護区	・長野県気象野生動植物保護条例	なし
	保安林	・森林法	あり
	地域森林計画対象森林		
	森林整備保全重点地域	・長野県ふるさと森林づくり条例	なし
景観・文化財	風致地区	・都市計画法	なし
	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)	なし
	伝統的建造物群保全地区	・文化財保護法	なし
その他	太陽光発電設備の設置が禁止されている区域	・法律、法律に基づく命令(告示含む)、条例又は地方公共団体の執行上の規則(規定を含む)	不明

促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域

分類	区域名	区域を定める法令・条例等	町内での有無
土壌	要措置区域	・土壌汚染対策法	なし
	形質変更時届出区域		
防災	河川保全区域	・河川法	あり(GISなし)
	土砂災害警戒区域	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	あり
自然地	郷土環境保全地域	・長野県自然環境保全条例	あり(GISなし)
景観	景観育成重点地域	・景観法	なし
	眺望点及び眺望点から望む景観資源	・長野県景観条例	あり
都市計画	地区計画の区域	・都市計画法	なし

地域脱炭素化促進事業の実施に当たり配慮が必要な区域

分類	区域名	区域を定める法令・条例等	町内での有無
歴史・文化	周知の埋蔵文化財包蔵地	・文化財保護法	あり
	史跡・名勝・天然記念物指定地		
	重要文化的景観		
都市等	用途地域のうち住居専用地域		なし
	公園及びその周辺		あり
	学校及びその周辺		あり

○地域の脱炭素化のための取り組み

地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、単に地域脱炭素化促進施設の整備を進めるだけでなく、区域の温室効果ガスの排出の量の削減のために創出されたエネルギーを区域内でどのような形で利用するかという観点から、当該施設を地域の脱炭素化につなげることが重要です。そこで、地域脱炭素化促進施設の整備とあわせ「地域の脱炭素化のための取り組み」を事業計画に盛り込むこととする。

【脱炭素化の取組例】

- ・ 地域脱炭素化促進施設から得られた電気等を地域住民・事業者等に供給する取組
- ・ EV充電設備の整備等のまちづくりへの貢献
- ・ 地域脱炭素化促進施設を活用した環境教育プログラムの提供

○環境保全のための取り組み

促進区域に再エネ設備を設置する場合、当該地区の生活環境に配慮するとともに、周辺の景観要素や生態系に特に留意して設置することとする。また、環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン※」（令和2年3月環境省）に基づき設置することを基本とする。

※ガイドラインの対象施設は、環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならない10kW以上の事業用太陽光発電施設（建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものを除く）であるが、10kW未満の施設や、建築物の屋根、壁面又は屋上に設置する施設においても、例えば、反射光について自主的に検討する際に、ガイドラインに示す影響の検討方法や対策を参考にする。

【環境保全のための取り組み】

①反射光による影響

学校や病院等の施設や住宅地など、配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在する際には、反射光が差さないよう、太陽光パネルの向きの調整などの必要な対策を行うこと。

②騒音による影響

住居等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在する際には、工事に係る配慮、設備の配置の工夫などの必要な対策を行うこと。

③景観への影響

促進区域内及びその周辺に飯綱町景観計画で挙げられている「景観重要眺望点（候補）」がある際には、当該眺望点に係るフォトモンタージュを作成するなどにより影響の程度を予測・評価し、発電設備の規模（高さや大きさ）や配置を工夫すること、周辺景観に調和する色彩や形態とすること、できる限り見えないように植栽を施すこと。

④希少な動物の生息環境の保全

当該地及びその周辺に希少猛禽類等が営巣している際には、営巣期等の特定の期間に行動圏においてストレスを与えると繁殖等に影響があることが懸念されることから、現地調査等によって行動圏を把握し当該期間に工事を行わない等の環境保全措置を行うこと。

⑤希少な植物の生育環境の保全

促進区域において希少な植物の生育地の存在が明らかな場合、その生育状況を調査して、生育環境に影響を及ぼす区域の改変を避けること。

⑥環境の保全

施設稼働終了後の設備の適正な撤去を行うこと。

○地域の経済及び社会の持続的発展に資する取り組み

促進区域では、当該施設での再エネ利用のほか、災害時の緊急電源としての利用や余剰電力の近隣地域等や他の公共施設への供給を図るなど、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取り組みを行うこととする。

【地域の経済及び社会の持続的発展に資する取り組み例】

- ・域内に安価な再生可能エネルギーの供給や域内での経済循環の推進
- ・災害時の非常用電源としての活用
- ・地元の雇用創出や保守点検等の再生可能エネルギー事業に係る地域の人材育成や技術の共有
- ・地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画
- ・環境教育への活用
- ・売電収益の地域還元
- ・地域産業への貢献 等